5. 現場安全点検における是正指導事例集

各所属で実施している安全点検において、是正指導した事例の一部を紹介します。

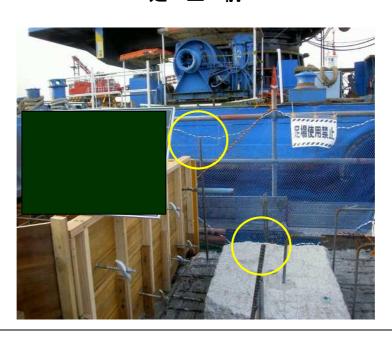
素人の目で見ても危険だと思う箇所や作業行為は、安全関係法令に違反していることがほとんどです。現場に行った際には、危険箇所や危険行為がないか見て、気づいたことは現場代理人等に確認してみましょう。



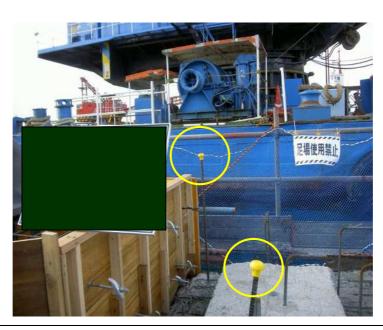
指摘事項:鉄筋にキャップを設置すること。

解 説:労働安全衛生法第28条の2(事業者の行うべき調査等)

鉄筋キャップについては、労働安全衛生規則等での具体的な規定はないが、安衛法では「労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とあり、危険等がある場合は、必要な措置を講ずるように努めなければならない(いわゆるリスクアセスメント)。



是 正 後



指摘事項:事務所前のゴミ清掃をすること。

解 説:労働安全衛生規則第35条(雇入れ時等の教育)

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。

6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。



是 正 後



指摘事項: 転落防止のため、路肩を明示すること。

解 説:労働安全衛生規則第157条(転落等の防止等)

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、<u>車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため</u>、当該車両系建設機械の運行経路について<u>路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。</u>



是 正 後



指摘事項: 転落防止施設を設置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第519条 (開口部等の囲い等)

事業者は、<u>高さが二メートル以上</u>の作業床の端、開口部等で<u>墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所</u>には、<u>囲い、手すり、覆(おお)い等</u>(以下この条において「囲い等」という。) <u>を設けなければならない</u>。



是 正 後



指摘事項:昇降設備を設置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第526条(昇降するための設備の設置等)

事業者は、<u>高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所</u>で作業を行なうときは当該作業に従事する<u>労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない</u>。



是 正 後

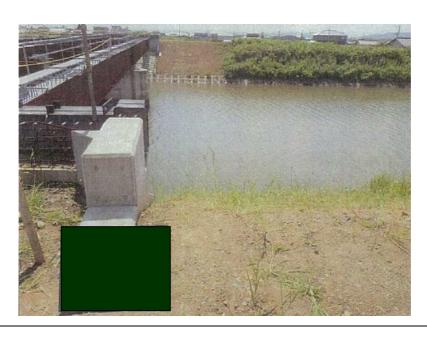


指摘事項:昇降設備を設置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第526条(昇降するための設備の設置等)

事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作

業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。



是 正 後



指摘事項:海へ転落するおそれがあるため、救命浮輪を設置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第532条(救命具等)

事業者は、水上の丸太材、網羽、いかだ、櫓又は櫂を用いて運転する舟等の上で作業を行なう場合において、当該作業に従事する<u>労働者が水中に転落することによりおぼれるおそれのあるとき</u>は、当該作業を行なう場所に<u>浮袋その他の救命具を備えること</u>、当該作業を行なう場所の附近に救命のための舟を配置すること等救命のため必要な措置を講じなければならない。



是 正 後



指摘事項:法面の崩壊・落石の恐れがあるので処置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第534条(地山の崩壊等による危険の防止) 事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき は、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は<u>擁壁、土止め</u> 支保工等を設けること。
- 土 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。



是 正 後



指摘事項:作業通路を設置すること。

解 説:労働安全衛生規則第540条(通路)

事業者は、<u>作業場に通ずる場所及び作業場内</u>には、労働者が使用するための<u>安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない</u>。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、<u>通路であることを示す表示を</u> しなければならない。



是 正 後



指摘事項:作業通路を明確にし、安全を確保すること。

解 説: 労働安全衛生規則第540条(通路)

事業者は、<u>作業場に通ずる場所及び作業場内</u>には、労働者が使用するための<u>安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない</u>。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、<u>通路であることを示す表示を</u> しなければならない。



是 正 後



解 説:労働安全衛生規則第540条(通路)

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための<u>安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない</u>。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。



是 正 後



指摘事項: 敷鉄板の段差を解消すること。

解 説:労働安全衛生規則第544条(作業場の床面)

事業者は、作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとし、か

つ、これを安全な状態に保持しなければならない。



是 正 後



指摘事項: 転落・墜落防止のため、昇降設備に手すりを設置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第552条(架設通路)

<u>墜落の危険のある箇所</u>には、次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であって、たわみが生するおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり

□ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の 機能を有する設備(以下「中さん等」という。)



是 正 後

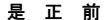


指摘事項:足場の最大積載荷重を定め、掲示すること。 解 説:安全衛生規則第562条(最大積載荷重)

事業者は、足場の構造及び材料に応じて、<u>作業床の最大積載荷重を定め</u>、かつ、これをこえて積載してはならない。

2 前項の作業床の最大積載荷重は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下この節において同じ。)にあつては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が十以上、つり鎖及びつりフツクの安全係数が五以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあつては二・五以上、木材にあつては五以上となるように、定めなければならない。

3 事業者は、第一項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。





是 正 後



指摘事項:幅木等を設置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第563条(作業床)



是 正 後



指摘事項:立入禁止の看板等を設置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第585条(立入禁止等)

事業者は、次の場所には、<u>関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を</u>見やすい箇所に表示しなければならない。

- 一 多量の高熱物体を取り扱う場所又は著しく暑熱な場所
- 二 多量の低温物体を取り扱う場所又は著しく寒冷な場所
- 三 有害な光線又は超音波にさらされる場所
- 四 炭酸ガス濃度が一・五パーセントを超える場所、酸素濃度が十八パーセントに満たない場所又は硫化水素濃度が百万分の十を超える場所
- 五 ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所
- 六 有害物を取り扱う場所
- 七 病原体による汚染のおそれの著しい場所



是 正 後



指摘事項:立入禁止の看板等を設置すること。

解 説: 労働安全衛生規則第585条(立入禁止等)

事業者は、次の場所には、<u>関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を</u>見やすい箇所に表示しなければならない。

- 一 多量の高熱物体を取り扱う場所又は著しく暑熱な場所
- 二 多量の低温物体を取り扱う場所又は著しく寒冷な場所
- 三 有害な光線又は超音波にさらされる場所
- 四 炭酸ガス濃度が一・五パーセントを超える場所、酸素濃度が十八パーセントに満たない場所又は硫化水素濃度が百万分の十を超える場所
- 五 ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所
- 六 有害物を取り扱う場所
- 七 病原体による汚染のおそれの著しい場所



是 正 後



指摘事項:潜水士空気吸込口を固定すること。

解 説:高気圧作業安全衛生規則第34条(設備等の点検及び修理)

事業者は、潜水業務を行うときは、潜水前に、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ 当該各号に掲げる潜水器具を点検し、<u>潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認</u> めたときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

- 一 空気圧縮機又は手押ポンプにより送気して行う潜水業務 潜水器、送気管、信号索、さが り綱及び圧力調整器
- 二 ボンベ (潜水作業者に携行させたボンベを除く。)からの給気を受けて行う潜水業務 潜水器、送気管、信号索、さがり綱及び第三十条の圧力調整器
- 三 潜水作業者に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務 潜水器及び第三十条の 圧力調整器



是 正 後

